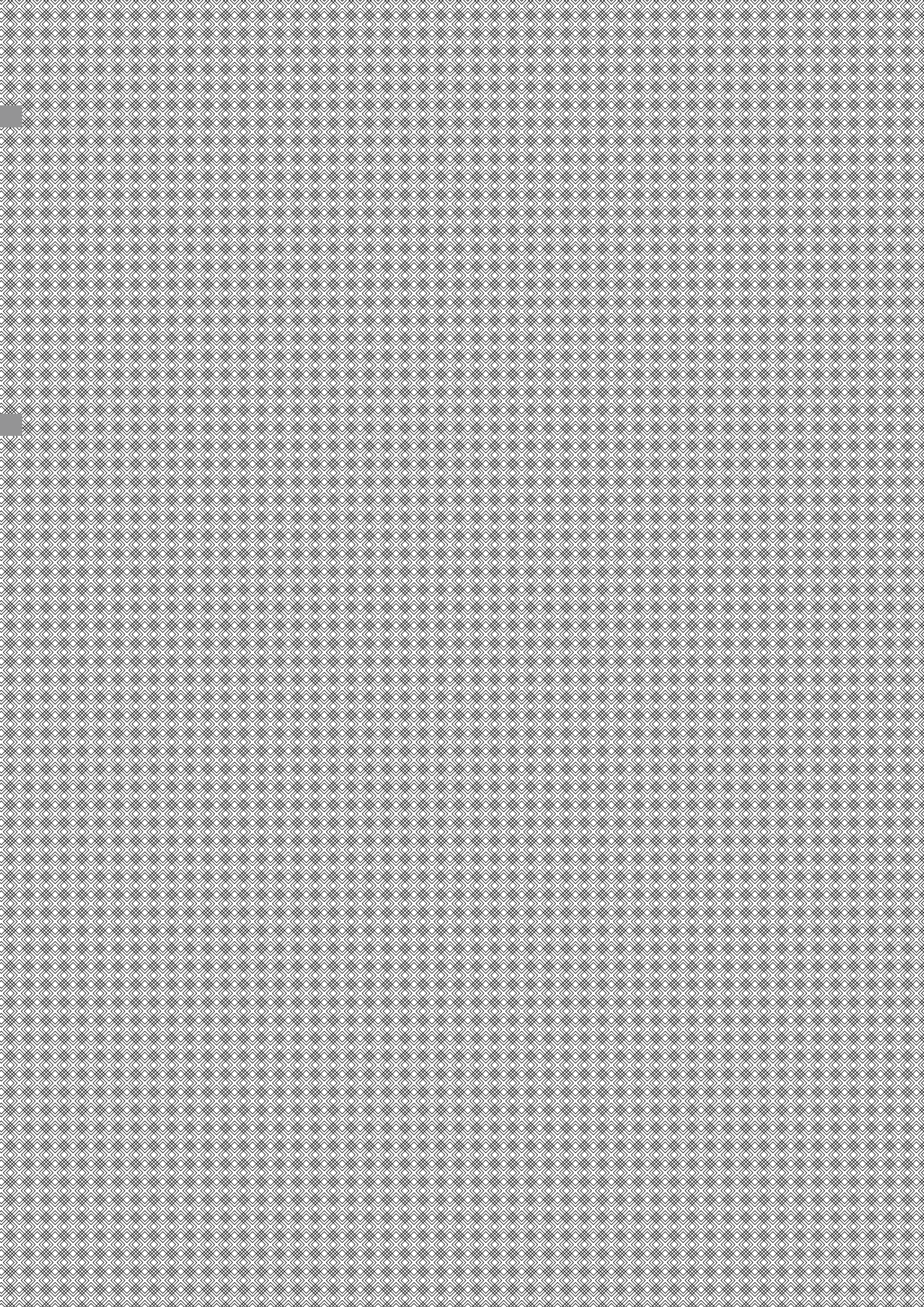


Z—74—C

所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和6年4月5日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「C1～C9」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 (30 点)

令和 6 年 2 月某日、税理士であるあなたは、居住者 A から「保有している動産 X をフリーマーケットアプリで売却したいと考えている。動産 X の売却による利益又は損失の所得税法上の取扱いはどうなるのか。」との質問を受けた。

あなたが A の質問に答える際に関係する、次の(1)～(3)の問に答えなさい。

(注) A による動産 X の譲渡に継続性はないものとする。

- (1) 所得税法における「生活に通常必要でない資産」の意義について簡潔に説明しなさい。
- (2) 動産 X が、所得税法における「生活に通常必要でない資産」に該当するときにおける利益又は損失の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。
- (3) 動産 X が、所得税法における「生活に通常必要な動産」に該当するときにおける利益又は損失の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

問 2 (20 点)

令和 6 年分の居住者の所得税の確定申告について、「確定申告書を提出しなければならない場合」と「確定申告書を提出することができる場合(確定損失申告を含む。)」に分けて簡潔に説明しなさい。

(注 1) 準確定申告について説明する必要はない。

(注 2) 所得税法第 121 条(確定所得申告を要しない場合(給与所得、退職所得、公的年金等を有する場合の特例))について考慮する必要はない。

【解答に当たっての注意点】

- 1 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、本年の税額等の計算において納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。解答する金額が「0」の場合には、その理由を「計算過程」欄に記入することとする。また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げることとする。
- 2 問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。
- 3 答案用紙「区分」欄の「()所得」の中には、所得の区分を記載することとする。

問

居住者甲の令和6年(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年。以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は、次の【資料Ⅰ】～【資料Ⅸ】のとおりである。

これらの資料に基づき、「Ⅰ 各種所得の金額の計算」、「Ⅱ 課税標準額の計算」、「Ⅲ 所得控除額の計算」、「Ⅳ 課税所得金額の計算」及び「Ⅴ 税額控除額及び税額の計算」の計算過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。

なお、消費税等及び令和6年分における所得税額の特別控除(いわゆる「定額減税」)については考慮する必要はない。

【資料Ⅰ】

甲の本年の概況は次のとおりである。

- 1 甲は、国内企業に勤務する居住者(35歳)である。
- 2 本年2月15日に、父が死亡した。相続人は、母(68歳)と甲及び弟(33歳)の3人で、甲は、遺言により、父と母が居住していた家屋、父が所有していたアパート及び一般株式等を相続した。相続税の申告及び納税は期限内に適正に行った。
- 3 甲は、本年4月1日に、開業届出書及び青色申告承認申請書を提出した。
- 4 甲は、母の今後の生活への備えと不動産の有効活用を検討し、父と母が居住していた家屋を取り壊した上で、母と共有名義で、賃貸併用二世帯住宅を建築し、本年中に、自己が所有する住宅から当該二世帯住宅へ引っ越した。
- 5 甲は、建築資金を賄うために、父から相続したアパートを売却したが、税理士より、不動産の譲渡所得の課税の特例が使える可能性があるとのアドバイスを受けた。

【資料Ⅱ】

- 1 甲は、本年4月1日に、甲の父と母が居住していた家屋を取り壊した。当該家屋は、甲が父より相続により取得し、甲への名義変更相続登記費用は、50,000円であった。家屋の取壊しに、1,100万円を要したが、当該家屋が所在する自治体より、解体助成金として800万円の支給を本年5月に受けた。
- 2 甲は、A工務店と建築請負契約を締結して、母と共有名義(甲と母の持分割合は、それぞれ1/2)で賃貸併用二世帯住宅(以下「本住宅」という。)を建築し、本年9月30日に引き渡しを受けた。本住宅を建築するために要した一連の費用は次のとおりである。

(1) 建築費用

区分	支払先	支払金額	構成比	耐用年数
建物	A工務店	77,000,000円	0.7	34年
建物附属設備	A工務店	22,000,000円	0.2	15年
外構設備	A工務店	11,000,000円	0.1	10年
合計		110,000,000円		

(2) 設計費用

甲及び母は、上記(1)の建築に係る設計をB設計事務所へ依頼し、設計料として、11,000,000円を本年4月に支払った。

(3) 建物登記諸費用等

建物登記諸費用等は240,000円である。

- 3 本住宅の利用状況は次のとおりである。

3階	甲自宅(80m ²)	
2階	賃貸住宅(40m ²)	甲自宅(40m ²)
1階	母自宅(40m ²)	賃貸住宅(40m ²)

(注1) 建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物ではなく、母の自宅と甲の自宅は、玄関を別にしている。

(注2) 本住宅の敷地は、母の所有であり、甲と母との間で土地賃貸借契約は締結しておらず、甲は、本住宅の所有割合に応じて、敷地に係る固定資産税相当額を母に支払うことで合意している。

- 4 本住宅の賃貸状況については次のとおりである。

- (1) 甲は、地元不動産業者と、本年10月1日に賃貸管理委託契約を締結して、賃貸募集を開始した。

(2) 賃貸借契約の内容

区分	賃貸借契約日	賃料の支払期限	月額賃料	礼金及び敷金
1 階	令和 6 年 12 月 1 日	翌月分を当月末日	80,000 円	礼金 1 か月・敷金 2 か月
2 階	令和 6 年 12 月 15 日	翌月分を当月末日	100,000 円	礼金 1 か月・敷金 2 か月

2 階の本年 12 月 15 日から 31 日までの賃料は、50,000 円で契約した。

- 5 甲は、契約により定められた支払日を収益の計上時期としている。
- 6 上記以外に、本住宅について検討が必要な事項は次のとおりである。
 - (1) 甲は、本住宅の建築に当たって、本年 4 月に金融機関から 3,500 万円の借入を行った。
借入期間は 30 年であり、母が連帯保証人となっている。本年末日現在の借入金残高は、3,300 万円であり、本年中に支払った借入金利息の総額は、120,000 円である。
 - (2) 母は相続した預金にて、自己の持分に対する建築代金等を支払っている。
 - (3) 甲と母は、本年 10 月 1 日より居住の用に供した。
 - (4) 本年中に、甲は以下の支払いをしている。

水道光熱費	本住宅全体で、10 月から 12 月分は、合計で 660,000 円であった。
令和 6 年度 固定資産税	甲の父と母が居住していた家屋分は、120,000 円であった。 本住宅の敷地分は、240,000 円で、その 50 % 相当額を母に支払った。
管理料	本年分の不動産業者への賃貸管理料は、120,000 円であった。
地震保険料	甲を保険契約者(被保険者は甲と母)として、本住宅に係る地震保険料として、本年 10 月に 3 年分の保険料(積立部分はない)360,000 円を支払った。

【資料Ⅲ】

- 1 甲は、本年 2 月 15 日に、父が所有していたアパート建物(4 部屋)及び敷地を遺言により相続した後、本年 10 月 31 日に売却した。
- 2 甲は、父の準確定申告を期限内に適正に行っている。
- 3 甲が、当該アパートの賃貸に関して作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
自令和 6 年 2 月 16 日		至令和 6 年 10 月 31 日	(単位：円)
租税公課	300,000	売上高	1,200,000
管理料	250,000		
水道光熱費	60,000		
保険料	50,000		
その他諸経費	1,300,000		
当年損失	<u>△ 760,000</u>		
	<u>1,200,000</u>		<u>1,200,000</u>

4 売上高について検討すべき内容は、次のとおりである。

(1) 賃貸借契約は、翌月分家賃を当月末日までに支払うこととされる。

(2) 本年3月10日に入金があった本年2月分の家賃100,000円が売上高に含まれている。

父は、契約により定められた支払日を収益計上日としていた。

(3) 賃貸料の値上げに関する係争が、本年6月に判決により解決した。家賃は、毎月末日に翌月分家賃として、80,000円が昨年1月末日より供託され、父及び甲は売上高に含めていた。甲は判決により、供託金との差額として150,000円を受け取ることとなったが、売上高に含めていない。

(4) 本年7月15日に新規に契約した部屋に係る敷金100,000円(退去時に20%を償却する条項がある)は、全額を預り敷金としている。

5 当該アパート建物の減価償却費は、損益計算書に計上されていない。なお、減価償却費の計算は、売却した月まで行う方法を選択するものとする。

区分	取得及び事業 供用日	法定耐用年数	取得価額	令和6年1月1日 未償却残高	父が適用して いた償却方法
建物	平成17年3月	22年	15,000,000円	3,304,500円	旧定額法

6 甲は、当該アパート建物及び敷地の名義を父から自己に変更するための登記諸費用170,000円を支払っているが、損益計算書には計上されていない。

【資料Ⅳ】

1 甲は、父の相続にかかる相続税額9,090,000円を期限内に納付した。

2 甲の相続税の課税価格等は、次のとおりである。

取得資産等	課税価格に算入された価額
父母の自宅(家屋)	5,000,000円
アパート(家屋)	1,500,000円
アパート(土地)	30,000,000円
C社株式 50株	4,000,000円
D社株式 100株	7,500,000円
現預金	3,300,000円
甲の相続税の課税価格	51,300,000円
甲の相続税額	9,090,000円

【資料Ⅴ】

1 甲は、当該アパート建物及び敷地を本年10月31日に売却した。売却に係る情報は次のとおりである。

- (1) 売買価格 55,000,000 円(土地:52,000,000 円、建物:3,000,000 円)
- (2) 甲は、売買契約に係る印紙代 30,000 円及び不動産会社への仲介手数料として、1,881,000 円を支払った。
- (3) 当該アパートの敷地の取得費は、父が祖父より相続(祖父の取得日は昭和 27 年 12 月 31 日以前)により取得しており不明である。当該アパート建物の取得費は、売却日時点の未償却残高とする。
- (4) 甲は、当該アパートの売却代金のうち、2,500 万円を【資料Ⅱ】の賃貸併用二世帯住宅の建築代金の支払いに充当した。
- (5) 甲は、来年中に、賃貸不動産の取得を検討しているが、具体的な物件は本年末日現在決まっていない。なお、当該アパート建物及び敷地は、地域再生法に定める集中地域以外の地域に所在し、買換予定資産も、同法に定める集中地域以外の地域で取得する予定である。

【資料Ⅵ】

- 1 本年中に勤務先が甲に対して支給した給与等は、6,950,000 円(社会保険料 798,000 円、源泉所得税等 151,000 円控除前の金額)である。
- 2 甲は、本年中に次のとおり支出し、いずれも勤務先から証明を受けている。
 - (1) 通勤費 360,000 円(月額 3 万円で、同額を所得税が課されない通勤手当として勤務する会社より補填されており、上記 1 に含まれている。)
 - (2) 転勤辞令による引越費用、転居のための交通費 600,000 円
 - (3) データサイエンスに関する講座の受講料 1,200,000 円(当該講座は、経済産業大臣認定の第四次産業革命スキル習得講座に認定されており、教育訓練給付金として、560,000 円が給付されることが確定しているが、まだ入金されていない。)
 - (4) 職務に必要な書籍の購入費用 350,000 円

【資料Ⅶ】

- 1 甲は、前年の確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除額として、300,000 円の申告を行っている。
- 2 甲は、国内証券会社に一般口座及び少額投資非課税口座を開設しており、本年分として次のとおり取引があった。
 - (1) 上場株式(E 社)の譲渡所得 400,000 円
 - (2) 上場株式(F 社)からの配当 100,000 円(源泉所得税等 15,315 円控除前)
 - (3) 特定証券投資信託の収益(外貨建等証券投資信託ではない) 150,000 円(源泉所得税等 22,972 円控除前)
 - (4) 非課税口座内の少額上場株式等の譲渡損失 △ 200,000 円

3 甲の保有するC社株式(上場株式等以外の株式)の全ての取引は次のとおりである。

取引日	取得価額	譲渡価額	取引株数	取引内容
令和2年6月30日	500,000円		10株	増資の引受け
令和6年2月15日	(注1)		50株	相続
令和6年8月1日	(注2)		60株	株式無償割当
令和6年10月1日		3,000,000円	30株	売買

(注1) 相続開始時点の相続税の課税価格は、4,000,000円、父の取得費は、2,500,000円である。

(注2) C社は、会社法第185条により、既存株主に対して、保有株式1株に対して1株の株式無償割当を実施した。

4 甲は、父の相続時に、以下の生命保険金を受け取った。

- (1) 生命保険金 2,000,000円
- (2) 生命保険契約の内容は、被保険者(父)、保険契約者(甲)、保険料負担者(甲)である。
- (3) 当該生命保険に係る支払保険料1,000,000円は、父から資金の贈与を受けて、甲が支払ったものであり、過去の贈与の手続きは適正に行われている。

【資料Ⅷ】

- 1 【資料Ⅱ】に掲げる賃貸併用二世帯住宅は、認定長期優良住宅に該当している。
- 2 甲は、本年及び本年以前2年分の所得税について、租税特別措置法第41条で列挙される譲渡所得の課税の特例の適用は受けていない。

【資料Ⅸ】

- 1 本年2月に、甲の自宅について浸水被害が生じた。損害金額は、3,100,000円(時価の2分の1未満)で、保険金により、1,000,000円を補填している。なお、本年末日現在は、甲は、【資料Ⅱ】の賃貸併用二世帯住宅へ転居しているため、旧自宅は空室となっている。
- 2 本年末の親族の状況は、次のとおりである。
 - (1) 甲の配偶者(30歳)及び甲の長男(1歳)は甲と生計を一にする親族である。
 - (2) 甲の配偶者の本年中の収入は、給与収入1,500,000円である。
 - (3) 甲の母(68歳)は、本年10月に軽度の認知症との診断を受け、自治体より「障害者控除対象認定書」の交付を受けている。なお、甲の母は、賃貸併用二世帯住宅の1階に居住し、甲とは別生計である。
- 3 甲は、個人型確定拠出年金保険料として、本年中に240,000円を支払ったが、勤務先には申告していない。
- 4 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。
 - (1) 学資保険(令和2年契約)の保険料 120,000円

- (2) 自動車保険料 35,000 円
- (3) 国内旅行傷害保険料 15,000 円
- (4) 旧一般生命保険料 70,000 円
- (5) 旧個人年金保険料 40,000 円
- (6) 新個人年金保険料 50,000 円

〔参考資料〕

1 償却率

耐用 年数	平成 19 年 4 月 1 日以後取得			
	定額法 償却率	定率法 (平成 24 年 4 月 1 日以後取得)		
		償却率	改訂償却率	保証率
10 年	0.100	0.200	0.250	0.06552
15 年	0.067	0.133	0.143	0.04565
22 年	0.046	0.091	0.100	0.03182
34 年	0.030	0.059	0.063	0.02097

耐用 年数	平成 19 年 3 月 31 日 以前取得	
	旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
10 年	0.100	0.206
15 年	0.066	0.142
22 年	0.046	0.099
34 年	0.030	0.066

2 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	収入金額 × 40 % - 100,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額 × 30 % + 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額 × 20 % + 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額 × 10 % + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円

3 配偶者特別控除の控除額

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		9,000,000 円以下	9,000,000 円超 9,500,000 円以下	9,500,000 円超 10,000,000 円以下
配偶者の 合計 所得 金額	480,000 円超 950,000 円以下	380,000 円	260,000 円	130,000 円
	950,000 円超 1,000,000 円以下	360,000 円	240,000 円	120,000 円
	1,000,000 円超 1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
	1,050,000 円超 1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
	1,100,000 円超 1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
	1,150,000 円超 1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
	1,200,000 円超 1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
	1,250,000 円超 1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
	1,300,000 円超 1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

4 所得税率

課税される所得金額	税 率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45 %	4,796,000 円

